

民族衣装・民芸品貸し出し要項

横浜市国際学生会館が所有する民族衣装、民芸品を有効に活用するため、有償で貸し出す。

1 貸し出しの条件

国際交流、国際理解の目的でおこなう非営利の事業が対象。借り受け、返却の際に担当者が原則来館できること。ただし、飲食や調理を伴うものや喫煙スペースでの使用は対象外とする。

2 貸し出し期間

原則として、使用日の1週間前から3週間後まで。

3 借用料及びクリーニング

貸し出す際に1着につき500円の借用料を徴収し、着用後はクリーニングしてから返却のこと。着用せず室内で展示だけの場合クリーニングは不要。クリーニングの難しい衣装については、貸出す際に両方で確認する。

4 破損、紛失した場合

汚辱、破損については極力ないように貸し出す際に丁寧な取り扱いをお願いする。もしも汚辱、破損あるいは紛失した場合は必ず報告を受け故意でないことを確認の上対処する。

5 小物扱いについて

小物については、別途小物料金を設定する（¥200）。※「民族衣装小物値段」参照